

# 年末年始における業務の取扱いについて

## 1. 年末における業務の取扱い

年末は業務が輻輳し、混雑が予想されますので、諸手続きはできるだけ早めにお済ませ下さい。

なお、年内に処理を要するものの取扱いは、下記のとおりといたしますのでご協力をお願いします。

記

### (1) 検査関係業務

① 改造・並行輸入車の図面等の届出	12月11日（木）まで
② 持ち込み検査（車検）の受付	12月26日（金）まで
③ 再検査	12月26日（金）まで
④ 指定整備扱いの受付	12月26日（金）まで

### (2) 登録関係業務

登録申請等の受付	12月26日（金）まで
----------	-------------

### (3) その他一般業務

12月26日（金）まで

## 2. 年始における業務の取扱い

各業務とも、1月5日（月）から「平常どおり」実施します。

なお、持ち込み検査（車検）の受付については、通常どおり事前に予約を入れて頂きますようお願いします。

## 3. お願い

- (1) 年末は26日まで業務を行っていますが、検査・登録業務の混雑が予想されますので、早めに手続きを済ませますようお願いします。
- (2) 車検指定日時の変更及び空予約は、他の申請者の迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- (3) 検査及び登録申請のOCRシートは、正確に記入するとともに、内容を十分に点検したうえで提出して下さい。